

千葉県警察相談取扱規程

平成25年3月25日
本部訓令第3号

[沿革] 平成26年12月本部訓令第29号
平成31年3月本部訓令第5号
令和2年3月本部訓令第3号
令和7年3月本部訓令第11号
令和8年3月本部訓令第4号

千葉県警察相談取扱規程を次のように定める。

千葉県警察相談取扱規程

(目的)

第1条 この訓令は、困り苦しむ国民を助け、不安を抱く人々に安心を与えるため、寄せられる警察相談に対し、迅速かつ確実に組織的な対応を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 「警察相談」とは、警察に対し、指導、助言、相手方への警告、検挙等、何らかの権限行使その他の措置を求めるものをいう。

(総合相談窓口の設置)

第3条 県本部にあっては総務部広報県民課に、署にあっては警務課に、相談を受理するための総合的な窓口（以下「総合相談窓口」という。）を設置する。

(県本部総合相談窓口)

第4条 県本部総合相談窓口になされた警察相談については、相談者からその内容の詳細を聴取し、警察共通基盤システムにおける相談業務・人身安全関連業務等システム（以下「システム」という。）に登録の上、所属長に報告するものとする。

2 県本部総合相談窓口は、処理部門に引継ぎを要する警察相談に関し、システムへの登録をもって確実に引き継ぐものとする。

(署総合相談窓口)

第5条 署総合相談窓口になされた警察相談については、相談者の人定事項及び相談概要を聴取の上、処理部門に確実に引き継ぐものとする。

2 署総合相談窓口は、次長の指揮を受け、その処理部門を指定するものとする。

(処理部門)

第6条 処理部門は、その所掌事務に係る警察相談を処理するものとし、相談者からその内容の詳細を聴取した後、システムに登録の上、所属長に報告するものとする。

2 処理部門は、警察相談の処理状況等について、その経過をシステムに登録の上、適宜所属長に報告するものとする。

(相談等管理簿への登載)

第7条 総合相談窓口に、受理した全ての警察相談を一元的に把握・管理するための相談等管理簿（以下「管理簿」という。）を作成し、備え付けるものとする。

2 警察相談を認知した場合は、総合相談窓口で備え付けた管理簿に速やかに必要事項を登載するものとする。

なお、部門間、所属間又は他都道府県警察間において、警察相談を引き継ぎ、又は情報提供を行う場合（受理する場合を含む。）においても同様とする。

(点検)

第8条 総合相談窓口は、警察相談の処理状況等について、必要の都度、点検を行うものとする。

る。

2 総合相談窓口は、月の警察相談の処理状況等を点検して所属長に報告するものとし、その報告方法は別に定めるところによる。

(所属長の措置)

第9条 所属長は、所属における警察相談について、事案の危険性及び切迫性を判断し、必要な指揮を行わなければならない。

2 所属長は、警察相談に係る特異事案を認めた場合は、総務部広報県民課長を経由し、本部長に報告するものとする。

(警察上緊急に措置する必要があると認められる事態)

第10条 警察相談の聴取に際し、警察上緊急に措置する必要があると認められる事態を認知した場合は、千葉県警察の処務に関する訓令(昭和60年本部訓令第5号)第27条に定める措置を講ずること。この場合において、第4条から第7条までに定める手続は、事後において速やかに行うものとする。

(引継ぎ等)

第11条 所属長は、受理した相談が他の所属又は他都道府県警察において処理する必要があると認めるときは、速やかに当該所属に引き継ぐものとする。

2 所属長は、受理した相談のうち、他の行政機関等において取り扱う必要があると認めるときは、その旨を相談者に教示し、必要に応じて当該機関等と連携を図るものとする。

(終結の判断)

第12条 所属長は、警察相談の処理状況により、当該警察相談の終結の判断を行うものとする。

(指導教養等)

第13条 警察相談に迅速かつ確実に対応するため、警察相談に係る指導教養を推進するものとする。

(総合相談窓口の周知等)

第14条 総合相談窓口については、各種広報誌等による情報提供を推進するなど、国民の利便性の向上に努めるものとする。

(準用)

第15条 第4条から第9条まで(第8条第2項を除く。)の規定は、当直時間における警察相談の取扱いについて準用する。この場合において、「県本部総合相談窓口」とあるのは「総合当直」と、「署総合相談窓口」とあるのは「署当直」と、「所属長」又は「次長」とあるのは「当直責任者(県本部にあっては当直長、署にあっては当直主任をいう。)」と、「総合相談窓口」とあるのは「総合当直及び署当直」と、「処理部門」とあるのは「処理担当者」と読み替えるものとする。

(実施要領)

第16条 この訓令の実施に必要な事項については、別に定める。